別表第2-3 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設(複数の保育に従事する者を雇用しているものに限る。) の評価基準

指導	细本車項		評価区分			
基準	調査事項	調査内容	評価事項	判 B	定 C	
	(1) 保育に従事する者の数原則、1人に対して乳幼児1人[考え方] 当該乳幼児がその兄弟姉妹とともに利用しているなどの場合であって、かつ、保護者が契約において同意しているときは、例外として、これを適用しないことができる。	a 保育に従事する者が1人で保育している乳幼児の数	・ 乳幼児数が1人を超えている。		0	
	(2) 保育に従事する者の有資格 者の数 〔考え方〕 ここでいう有資格者は、保育士又は 看護師の資格を有する者をいう。	a 有資格者又は都道府県知事、指定都市市長、中核市市長若しくは児童相談所設置市市長(以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める区市町村長その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者であるか。	・ 有資格者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者が配置されていない。 ※ 採用した日から1年を超えていない者については、採用後1年以内に研修を受けることを予定していること。		0	
	(3) 保育士の名称	a 保育士でない者を保育士又は保 母、保父等これに紛らわしい名称で使 用していないか。	・ 左記の事項につき、違反がある。		0	
保育室等の構造設備及び	(1) 事業の運営を行う事業所の専用 区画及び備品等についての協力依頼 〔考え方〕 事業の運営を行う事業所とは、乳幼 児の居宅ではなく、業務を行う事業者 の事務所をいう。	a 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているか。	・ 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けていない。	_	_	
) 面積		b 保育の実施に必要な備品等を備え るよう保護者に協力を求めているか。	・ 玩具、救急用品等の子どもの健康 や安全管理に関わるものなど保育の 実施に必要な備品等の用意について 保護者に協力を求めていない。	_	_	

指導	調査事項	事項 調査内容	評価区分		
基準	調宜事項 	調宜內谷 	評価事項	判 B	定 C
3非常災害に対する措置4保育室を2階以上に設ける場合の条件	(1) 防災上の必要な措置の実施	a 防災上の必要な措置が講じられているか。	・地震、火災等の災害発生時における対処方法等(避難経路や消火用具等の場所の確認等を含む。)について定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知や定期的な訓練等を含む。)が不十分。		0
5 保育内容	(1) 保育の内容 ※ 保育所保育指針を参考に適切な 保育が行われているか。	育が実施されているか。 d 乳幼児に対し漫然とテレビを見せ 続けるなど、乳幼児への関わりが少な	・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。 (1) 子どもの発達の特徴や発達過程等に関する事項 (2) 乳幼児への養護的な関わり(授乳、離乳食・食事の介助、睡眠・休息、排泄、入浴、清潔、だっこ等)に関する事項 (3) 子どもの遊び等に関する事項 (4) 保育の実施に関して留意すべき事項		0
	(2) 保育に従事する者の保育姿勢等 a 保育に従事する者の人間性と専門 性の向上	(a) 乳幼児の最善の利益を考慮し、保育サービスを提供する者として、適切な姿勢であるか。特に、施設の運営管理の任にあたる施設の設置者又は管理者については、その職責にかんがみ、資質の向上、適格性の確保が求められること。 (b) 保育所保育指針を理解する機会を設けるなど、保育に従事する者の人間性と専門性の向上を図るよう努めているか。	への愛情豊かな関わり、人格の尊重、 プライバシーへの配慮等)に関する事 項を定めた業務マニュアルが整備され ていない。又は、業務マニュアルはあ るが取組(保育従事者への周知を含 む。)が不十分。 ・ 研修計画を作成し、保育従事者に 対し、研修を実施していない。研修に	0 0	

指導			評価区分		
基準	₩7 A. T 'X		評価事項	判 B	定 C
5 保育内容	b 乳幼児の人権に対する十分な配慮	乳幼児に身体的苦痛を与えること や、人格を辱めることがないなど、乳 幼児の人権に十分配慮がなされてい るか。	・ 配慮に欠けている。 (例) しつけと称するか否かを問 わず乳幼児に身体的苦痛を 与えている。 いわゆるネグレクトや差別 的処遇、言葉の暴力などが 見られる。等		0
	c 児童相談所等の専門的機関との連携	利用乳幼児について、虐待等不適切な養育が疑われる場合に、児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制がとられているか。 ※ 虐待が疑われる場合だけでなく、心身の発達に遅れが見られる場合、社会的援助が必要な家庭状況である場合等においても、専門機関に対し適切な連絡に努めること。	・ 虐待等不適切な養育が疑われる場合に専門的機関への通告等を行う体制がとられていない。 ・ 対応が不十分。	0	0
	(3) 保護者との連絡等 a 保護者との密接な連絡を取り、その 意向を考慮した保育の実施	連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での乳幼児の様子を、保育に従事する者からは保育中の乳幼児の様子を連絡しているか。	・ 可能な限り、保護者と密接な連絡を取ることを心がけていない。	0	
	b 保護者との緊急時の連絡体制	緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡先を把握しているか。 ※ かかりつけ医等の緊急時に必要な連絡先も併せて把握すること。	いない。		0
給	〔考え方〕 指導基準第6については、適用しないことができるが、食事の提供を行う場合には、衛生面等必要な注意を払うことが必要である。 (1) 衛生管理の状況 食器等の適切な衛生管理	食器類やふきん、哺乳ビン等を使用 する際は、衛生面等必要な注意を払 い、配膳も衛生的であること。	・ 衛生面等必要な注意が払われていない。 適用する場合は、C判定	ı	_

指導	一四本市伍	一种	評価区分			
基準	調査事項	調査内容	評価事項	判 B	定 C	
6 給食	(2) 食事内容等の状況	a 乳児にミルクを与えた場合に、ゲップをさせることや離乳食摂取後の乳児について食事後の状況に注意が払われているかなど乳児に対する配慮が適切に行われているか。	乳児に対する配慮が適切に行われていない。適用する場合は、C判定アレルギー疾患等を有する子ど	1	_	
		について、保護者と連携し、医師の判断及び指示に基づき、適切な対応が行われているか。	もに対して適切な対応が行われていない。 のは、C判定			
7 健康管理・安全確保		a 預かりの際、健康状態の観察及び、保護者からの乳幼児の報告を受けているか。 ※ 体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無、機嫌等	・ 十分な観察が行われていない。・ 保護者からの報告(連絡帳を活用することを含む。)を受けていない。	0	0	
		b 引き渡しの際、預かり時と同様の健康状態の観察が行われているか。保護者へ乳幼児の状態を報告しているか。	・ 十分な観察が行われていない。・ 注意が必要である場合において保護者等にその旨を報告していない。		0	
	(2) 職員の健康診断	a 職員の健康診断を労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号)に基づく労働 安全衛生規則(昭和47年労働省令第 32号)に基づき採用時及び1年に1回 実施しているか。	実施されていない。実施されているが未実施者がいる。	0	0	
		b 食事の提供を行う場合には、提供 頻度やその内容等の実情に応じ、検 便を実施しているか。	・ 実施されていない。 適用する場 合は、C判定		_	
	(3) 感染症への対応	a 感染予防のための対策が行われているか。	・ 手指の衛生や咳エチケットの実施 等の感染予防策について定めた業務 マニュアルが整備されていない。又 は、業務マニュアルはあるが、取組 (保育従事者への周知を含む。)が不 十分。		0	

指導	一种本本在	調査内容	評価区分		$\overline{}$
基準	調査事項		評価事項	判 B	定 C
7 健康管理・安全確保	(4) 乳幼児突然死症候群等に対する注意	a 睡眠中の乳幼児の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察しているか。 ※ 睡眠チェックは、0、1歳児は5分毎、2歳児は10分毎、3歳以上は15分毎を目安に行い、その様子を記録すること。 b 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせているか。 ※ 窒息リスク除去の観点から、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をずめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要である。 c 保育中は禁煙を厳守しているか。	・ 左記の事項を定めた業務マニュア ルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。		0
	(5) 安全確保	知されているとともに、安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されているか。 c 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されているか。 d 事故防止の観点から、危険な場所	・安全計画に定める研修及び訓練が定期的に実施されていない。 ・保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知されていない。 ・以下の事項を定めた業務マニュアルが整備されていない。又は、業務マニュアルはあるが取組(保育従事者への周知を含む。)が不十分。 (1) 安全計画に基づく取組の内容等を踏まえた事故防止、防犯、安全最優先等シッターとしての心構えに関する事項 (2) 保育を始める前の玩具、遊具等室内の安全確認に関する事項 (3) 室内、室外の安全確認チェックポイント(リスト) (4) ケガや急病等における応急手当の方法(実践)に関する事項 (5) 「ヒヤリ、ハット」時の事故防止意		00000

指導	調査事項	調査内容	評価区分			
基準			評価事項	判 B	定 C	
7 健康管理・安全確保	(5) 安全確保	g 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、職員に対し実技講習を 定期的に受講させているか。	・ 職員に対し定期的な講習受講の機 会が与えられていない。		0	
		h 賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えているか。	・ 賠償すべき事故が発生した場合 に、損害賠償を速やかに行うことがで きるよう備えられていない。		0	
		i 事故発生時には速やかに当該事実を区に報告しているか。 ※ 死亡事案、重傷事故事案、食中毒等重大な事故が生じた場合、令和5年 1月17日付4豊子保発第6857号「認可 外保育施設に対する指導監督要綱実 施細目」第4条第2項により報告を行う こと。	・報告が行われていない。		0	
			・ 事故が発生した施設において、当 該事故の状況及び当該事故に際して とった処置について記録していない。		0	
		k 死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置をとっているか。	・死亡事故等の重大事故が発生した 施設において、当該事故と同様の事故 の再発防止策及び事故後の検証結果 を踏まえた措置がとられていない。		0	

指導	調査事項	調査内容	評価区分		dod =
基準	电子失	神里闪 合	評価事項	判 B	定 C
8 利用者への情報提供	(1) 施設及びサービスに関する内容の提示	d 保育提供可能時間 e 提供するサービスの内容及び当該 サービスの提供につき利用者が支払	・ 左記a~nの事項につき、提示内容 又は提示等の仕方が不十分。 ・「ここdeサーチ」に情報が全く掲載さ れていない。 ・「ここdeサーチ」に左記a~nの事項 につき、掲載がない項目がある又は内 容が不十分。	0 0	0 0

指導	調査事項	细木山穴	評価区分		
基準		調査内容	評価事項	判 B	定 C
8 利用者への情報提供	(2) サービス利用者に対する契約内容の書面等による交付	以下の事項について、利用者に書面等による交付がされているか。 a 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地 b 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 c 事業所の名称及び所名地 d 事業所の管理者の氏名 e 当該利用者に対し提供するサービスの内容 f 保育する乳幼児に関して契約に関いる保険の種類、保険事故及び保険金額 (提携している場合は)提携する医療機関の名称、所在地及びけ付ける担当職員の氏名及び連絡先	・左記a~hの事項につき、交付内容	0	0
	(3) サービスの利用予定者から申し込みがあった場合の契約内容等の説明		適切な説明が行われていない。説明はされているが、内容が不十分。	0	0
9 備える帳	(1) 職員に関する帳簿等の整備	a 職員の氏名、連絡先、職員の資格 を証明する書類(写)、採用年月日等 が記載された帳簿があるか。	・確認できる書類が備えられていない。・整備内容が不十分。	0	0
· 簿		b 労働基準法等の法令に基づき、事業場ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等があるか。 ・労働者名簿(労働基準法第107条) ・賃金台帳(労働基準法第108条) ・雇入、解雇、災害補償、賃金その他 労働関係に関する重要な書類の保存 義務(労働基準法第109条)	・ 左記の帳簿の整備状況が不十分。		0
	(2) 利用乳幼児に関する書類等の整備	a 利用乳幼児及び保護者の氏名、乳幼児の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、乳幼児利用記録並びに契約内容等が確認できる書類があるか。	・ 確認できる書類が備えられていない。 ・ 整備内容が不十分。	0	0
10 設置者の経営姿勢	その福祉を積極的に増進することに最		勢である。	0	0